

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
当該日がと
の翌日)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部
を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三土地対策課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

目 次

五 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二十五条の規定による不動産鑑定業者の登録の拒否
- (二) 第三十条の規定による不動産鑑定業者の登録の削除
- (三) 第四十五条第一項の規定による不動産鑑定業者の違反等の場合における業務の停止の命令又は登録の削除
- (四) 第四十五条第一項の規定による不動産鑑定業者に対する助言又は勧告の要求又は事務所等への立入検査
- (五) 第四十六条の規定による不動産鑑定士等の団体に対する報告の要求又は助言若しくは勧告

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

別表第三土地対策課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。
五 不動産の鑑定評価に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二十二条の規定による不動産鑑定業者の登録又は更新の登録
- (二) 第二十六条の規定による不動産鑑定業者の登録換え
- (三) 第二十七条の規定による不動産鑑定業者の変更の登録
- (四) 第四十三条第一項の規定による不動産鑑定業者についての聴聞

鳥取県規則第十二号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

の実施又は参考人の意見の聴取

(五) 第四十四条の規定による監督处分の公告

別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄第四号(二)を次のように改め、同号(三)を削る。

(二) 第四十条第一項の規定による身体障害者更生援護施設若しくは養成施設の事業の停止又は廃止の命令

の下に「（通商觀光課の分掌事務に係るものを除く。以下県民生活課の項部長専決事項の欄第二号並びに課長専決事項の欄第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

別表第三通商観光課の項部長專決事項の欄中第十二号を第十四号として第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六　国民生活安定緊急措置法施行令第四条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法に基づく事務のうち次に掲げるもの（石油製品に係るものに限る。以下通商觀光課の項部長専決事項の欄第七号並びに課長専決事項の欄第五号及び第六号において同じ。）

(一) 第六条第二項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指

(二) 第六条第三項の規定による指示に従わなかつた旨の公表
第三条第一項の規定による旨を物資と票書面各等以下(二)

(四) 第七条第二項の規定による指示に従わなかつた旨の公表

七 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(二) 第四条第二項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの命
令

〔三〕 第四条第四項の規定による特定物資の売渡しに関する裁判

別表第一(足利光説の功説)長良公尊の稱中第五号を第七号とし
四号の次に次の二号を加える。

五　国民生活安定緊急措置法施行令第四条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法第三十条第一項の規定による指定物資を販売する者に対する報告の要求又は営業所等への立入検査

六 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(二) 第三条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査
第五条第一項の規定による特定物資の生産等を行う者に対する

三 第五条第二項の規定による倉庫等へ
報告の要又は事務所等への立て検査

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

二 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第五条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた職業安定法第五

十条第一項の規定による職業紹介事業若しくは労働者の募集の業務の停止又は募集の業務の許可の取消し

別表三職業安定課の項部長専決事項の欄第三号〔三〕を次のように改め

る。

(三) 第二十四条の規定による事業主等の行う職業訓練の認定及び認定の取消し

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第四号中〔四〕を削り、〔三〕を〔四〕とし、〔二〕の次に〔三〕として次のように加える。

(三) 第三十条第一項の規定による職業訓練指導員試験の実施

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第五号を次のように改め、同欄第九号を削る。

五 鳥取県立専修職業訓練校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六

号）第二条第二項の規定による技能向上訓練課程及び職業転換訓練

課程の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間の決定

別表第三職業安定課の項課長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 職業安定法施行令第五条第一項第二号の規定により知事の権限に属するものとされた職業安定法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十六条又は第三十七条の規定による労働者の募集の許可

(二) 第三十八条第二項の規定による労働者の募集時期等の指示

別表第三職業安定課の項課長専決事項の欄第三号〔一〕を削り、同号〔二〕中

「第二十六条」を「第三十条の三」に改め、同号中〔二〕を〔一〕とし、〔三〕を〔二〕とする。

別表第三職業安定課の項課長専決事項の欄第四号中〔一〕を削り、〔二〕を〔一〕とし、〔三〕を〔二〕とし、〔四〕を削る。

八 鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）

第十一条第二項の規定による訓練手当の受給資格の認定

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄第一号の〔四〕から〔五〕までの

規定中「第三項」を「第二項」に改め、同号〔六〕から〔七〕まで及び〔八〕の規定中「の下に「又は第十一項」を加え、「農業共済組合の行なう農作物共済」を「共済事業に係る地域」に改め、同号〔七〕から〔八〕まで及び〔九〕の規定中「行なう」を「行う」に改め、同号中〔八〕を〔九〕とし、〔九〕から〔十〕までを〔十〕から〔十一〕までとし、同号〔十〕中「危険階級別及び危険程度を表示する指數」を「蚕繭共済の危険階級の別等」に改め、同号中〔十〕を〔十一〕とし、〔十一〕の次に〔十二〕から〔十三〕までとして次のように加える。

(四) 第百二十条の七第一項の規定による収穫共済の共済掛金率に係る地域の決定

(五) 第百二十条の十五第三項の規定による収穫共済の危険階級の別等に係る地域の決定

(六) 第百二十条の十五第一項の規定による烟作物共済の共済掛金率に係る地域の決定

(七) 第百二十条の十五第三項の規定による烟作物共済の危険階級の別等に係る地域の決定

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄第一号の〔四〕中〔五〕を〔六〕とし、〔六〕の次に〔七〕として次のように加える。

(八) 第百八条第一項の規定による蚕繭共済の共済掛金率に係る地域

の決定

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄第一号の四中〔三〕の次に〔四〕として次のように加える。

(二) 第百六条第二項の規定による共済金額に係る地域の指定についての農林水産大臣への意見の提出

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄第十一号中「農業就業近代化対策事業」を「農業就業改善対策市町村事業の」に改め、同欄中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

別表第三農業指導課の項課長専決事項の欄第四号及び第五号を次のよう改める。

四 農作物共済基準収穫量設定準則(昭和三十九年農林省告示第四百五号)第四項前段又は第六項の規定による組合等の単位当たり収穫量の決定

五 蚕糞共済単位当たり基準収穫量設定準則(昭和三十九年農林省告示第四百六号)第三項前段又は第五項の規定による組合等の単位当たり収穫量の決定

別表第三農業指導課の項課長専決事項の欄中第十一号を削り、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同欄第七号中〔九〕を〔一〕とし、四から〔八〕までを〔八〕から〔一〕までとし、〔三〕の次に四及び五として次のように加える。

四 第十条の十二条の規定による組合の宅地等供給事業実施規程の設定又は変更若しくは廃止の承認

五 第十条の十三条の規定による組合の内国為替取引規程の設定又は変更若しくは廃止の承認

別表第三農業指導課の項課長専決事項の欄中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 収穫共済の基準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則(昭和四十八年農林省告示第二百十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第一項の規定による共済目的の種類等ごとの標準収量表の決定
(二) 第八項前段又は第十項の規定による組合等の単位当たり収穫量の決定

七 畑作物共済基準収穫量設定準則(昭和五十四年農林水産省告示第五百五十号)第四項前段又は第七項の規定による組合等の単位当たり収穫量の決定

別表第三耕地課の項を次のように改める。

耕地課	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一)	第四条の二第四項の規定による土地改良長期計画の案の作成のための意見の提出	(一) 第七条第五項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の援助(耕地課の分掌事務に係るものに限る。〔二〕において同じ。)
(二)	第八十五条の三第二項の規定による農用地造成事業の計画の概要についての意見の聴取	(二) 第四十七条第一項の規定による農用地の改良等に關し専門的知識を有する技術吏員の援助
(三)	第九十三条の二第一項の規定による管理規程の制定	(三) 第九十四条の十第一項の規定による土地改良施設の管理の委託
(四)	第九十三条の三において準用する第五十七条の三の規定による廃水の量を減ず	

ること等の措置をとるべきことの要求

二 土地改良法施行令第七十二条第一項の規定により知事の

号において同じ。)

いての他の工作物の管理者との協議

二 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)

二 条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務のうち

号において同じ。)

二 第二十条第一項の規定による海岸保全区域の指定についての港湾管理者等との協議

二 土地改良法施行令(昭和四十七年政令第一項の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務のうち次に掲げるもの)

二 第九十四条の六第一項の規定による埋立予定地の所

二 第二十二条第一項又は第二項の規定による法令違反等の場合における海岸保全区域台帳の

二 第二十四条第一項の規定による海岸保全施設の改良、補修等の命令

二 土地改良法施行令(昭和四十四年政令第二百九十五号)

二 第九十四条の八第一項の規定による海岸保全区域の指定に係る市町村長が管理する海岸保全区域の指定に係る市町村長への報告

二 第二十二条第一項の規定による海岸保全施設に関する工事等のための許可の取消し等

二 第十二条规定による海岸保全施設の改良、補修等の命令

二 土地改良法施行令(昭和四十四年政令第二百九十五号)

二 第九十四条の三又は第九十四条の四の規定による土地改良財産と用途を廢止された土地等との交換

二 第十二条第一項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管

二 土地改良法施行令(昭和四十四年政令第二百九十五号)

二 第九十四条の八第三項の規定による配分を受ける者の選定及び配分通知書の交付

二 第十二条第一項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管

二 土地改良法施行令(昭和四十四年政令第二百九十五号)

二 第九十四条の八第七項の規定による埋立予定地の使用の承認

二 第十二条第一項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管

二 土地改良法施行令(昭和四十四年政令第二百九十五号)

二 第十二条第一項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管

- (二) 第十九条第三項の規定による海岸保全施設の新設等による損失の補償についての協議
- (二) 第二十三条第二項の規定による基本計画の作成についての関係海岸管理者との協議
- (二) 第二十七条第二項の規定による海岸保全施設の新設等の工事の施行についての主務大臣への承認の申請
- (二) 第三十条の規定による兼用工作物の管理の費用の負担について他の工作物の管理者との協議
- (四) 第三十一一条第一項の規定による他の工事等により必要なを生じた海岸保全施設に関する工事に要する費用の負担の決定
- (四) 第三十二条第一項の規定による海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等に関する費用の負担の決定
- (四) 第三十二条第三項の規定による工事原因者に対する他の工事に要する費用の負担の決定
- (四) 鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)に基づく知事の権

別表第三耕地課の項の次に農村整備課の項として次のように加える。

備課	農村整
(一) 第八条第一項の規定による土地改良事業計画等の適否の決定	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(二) 第九条第二項の規定による異議の申出に対する決	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(三) 第二十九条の三第一項の規定による仮理事の選任等	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(四) 第四十一条第四項の規定による異議の申出に対する決	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(五) 第五十二条の二第一項の規定による換地計画の適否の決定	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(六) 第五十六条第二項の規定による土地改良施設を下水道等の施設の用と兼ねて供すること等の承認	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(七) 第五十六条第三項の規定による土地改良施設を下水道等の施設の用と兼ねて供すること等の承認	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(八) 第二十九条第十七項の規定による土地改良区の役員の就任等の公告	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(九) 第二十九条ただし書の規定による土地原簿の一部の	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第四項の規定による占用料等の減免

(二) 第十条の規定による権利義務の譲渡等の許可

- する等の協議をすること
ができない場合等の裁定
とができない場合等の裁定
による管轄規程の認可又は変
更若しくは廃止の認可
- (イ) 第八十六条第一項の規定
による土地改良事業の適否
の決定
- (ロ) 第八十七条第一項の規定
による土地改良事業計画の
決定
- (ハ) 第八十七条第二項の規定
による土地改良事業計画の
決定
- (カ) 第八十七条の二第一項の規
定による土地改良事業計
画の決定
- (ク) 第八十七条の二第二項の規
定による土地改良施設に
係る予定管理方法等の決定
- (ク) 第八十七条の二第三項の規
定による土地改良事業計
画の決定についての同意の
取得
- (ク) 第八十七条の三第一項の規
定による土地改良事業計
画等についての同意の
取得
- (ク) 第八十七条の三第二項の規
定による農用地造成事業
等に係る土地改良事業計
画の変更についての同意の
取得
- (ク) 第八十七条の三第三項の規
定による土地改良事業計
画等についての同意の
取得

- 主たる事務所以外の場所に
おける備付けの承認
- (イ) 第三十三条第二項の規定に
よる土地改良区の定款の変
更の認可
- (ロ) 第三十六条第八項の規定
による土地改良事業に要す
る経費の一部の徴収の認可
- (ハ) 第四十七条第一項の規定
による農用地の改良等に関
し専門的知識を有する技術
吏員の援助
- (カ) 第四十八条第一項の規定
による土地改良事業計画の
変更の認可
- (ク) 第五十二条第一項の規定
による換地計画の認可
- (ク) 第五十二条第九項におい
て準用する第七条第五項の規
定による農用地の改良等
に関し専門的知識を有する
技術吏員の援助
- (ク) 第五十三条の二第三項の規
定による関係農業委員会の
意見の聴取
- (ク) 第五十三条の四第一項の規
定による換地計画の変更
の認可
- (ク) 第五十四条第四項又は第
五項の規定による換地処分
があつた旨の公告又は管轄
登記所への通知
- (ク) 第六十七条第二項の規定

- 主たる事務所以外の場所に
おける備付けの承認
- (イ) 第八十七条の三第四項又
は第五項の規定による土地
改良事業計画の変更につい
ての協議
- (ロ) 第八十七条の三第七項の規
定による市町村特別申請
事業に係る土地改良事業計
画の変更についての意見の
聴取及び同意の取得
- (ハ) 第八十八条第一項の規定
による応急工事計画の決定
- (カ) 第八十九条の二第一項の規
定による換地計画の決定
- (ク) 第八十九条の二第三項に
おいて準用する第五十三条
の二の二第一項の規定によ
る換地を定めないことにつ
いての同意の取得
- (ク) 第八十九条の二第六項の規
定による一時利用地の指
定又は土地の使用等の停止
の命令
- (ク) 第八十九条の二第七項の規
定による土地の使用等の
停止の命令
- (ク) 第八十九条の二第八項に
おいて準用する第五十三条
の七の規定による一時利用
地の指定等に伴う土地の管
理
- (ク) 第八十九条の二第九項の規
定による換地処分

- による土地改良区の解散の
認可
- (イ) 第七十二条第二項の規定に
よる土地改良区の合併の設
立の認可
- (ロ) 第八十七条第二項の規定
による土地改良区連合の設
立の認可
- (カ) 第八十六条第二項の規定
による土地改良事業の適否
の決定に係る協議
- (ク) 第八十六条第二項の規定
による土地改良事業の実施
の決定による土地改良区等の業
務又は会計の状況の検査の
実施(地方機関等決裁規則
別表第二地方農林振興局長の項
第三十二号(イ)の規定により
地方農林振興局長に委任された事務を除
く。)
- (ク) 第百三十三条の規定によ
る土地改良区の事業又は会
計の状況の検査の実施

- (イ) 第百三十四条第一項の規定による違反行為に対する措置命令
- (ロ) 第百三十四条第二項の規定による土地改良区の役員の改選の命令
- (ハ) 第百三十五条第一項の規定による土地改良区の解散の命令
- (シ) 第百三十六条第一項の規定による土地改良区の総会等の決議又は選挙若しくは当選の取消し
- (ス) 土地改良法施行令第五十一条の三の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (ウ) 第八十九条の二第一項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画の決定
- (エ) 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条の二の二第一項の規定による国営土地改良事業に係る換地を定めないことについての同意の取得
- (オ) 第八十九条の二第六項の規定による国営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令
- (カ) 第八十九条の二第七項の命令

二 非補助土地改良事業助成措置要綱第二の2に基づく利子の軽減の対象となる事業の認定

規定による国営土地改良事業に係る土地の使用等の停止の命令

(イ) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の七の規定による国営土地改良事業に係る一時利用地の指定等に伴う土地の管理の指定期

(エ) 第八十九条の二第九項の規定による国営土地改良事業に係る換地処分

三 土地改良法施行令第四十七条の規定による総代の選挙に関する規定についての選挙管理委員会の意見の聴取

- 別表第三土木部共通の項目部長専決事項の欄第五号中「都市開発事務所長」を「米子都市開発事務所長」に改める。
- 別表第三土木部共通の項目課長専決事項の欄第四号中「都市開発事務所長」を「米子都市開発事務所長」に改める。
- 別表第三管理課の項目部長専決事項の欄第九号を削る。
- 別表第三管理課の項目課長専決事項の欄中第一号の二を第一号の三として、第一号の次に次の一号を加える。
- 一の二 県が施行する都市改造事業に係る土木工事についての一般競争入札又は指名競争入札の執行（地方機関等決裁規則別表第二米子都市開発事務所長の項目第一号四の規定により米子都市開発事務所長に委任された事務を除く。）
- 別表第三管理課の項目課長専決事項の欄第十号を削る。

別表第三都市開発課の項課長専決事項の欄を次のように改める。

一 県が施行する都市改造事業及び鉄道高架事業に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（地方機関等決裁規則別表第二米子都市開発事務所長の項第一号の規定により米子都市開発事務所長に委任された事務を除く。）

(1) 工事費が三千万円未満の土木工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事の設計の変更

(2) 請負契約の対象となる部分の設計金額（以下都市開発課の項において「請負対象設計金額」という。）が五百万円未満の土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

(3) 請負対象設計金額が三千万円未満の土木工事に係る請負契約の締結の決定

四 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

イ 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下都市開発課の項において同じ。）が三千万円未満の工事に係るものを作成

ロ 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てるなどの要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの的要求

ワ 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が三千万円未満の工事に係るもの変更等

ハ 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認

ニ 第十四条第一項の規定による予定価格の決定のうち工事費が三

三千万円未満の工事に係るもの決定

ホ 第十五条の規定による最低制限価格の決定のうち工事費が三

千万円未満の工事に係るもの決定

ヘ 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの指名

ト 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定

チ 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定

リ 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

ヌ 第三十一条第一項の規定による工事の監督の命令

ル 第三十三条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの的要求

ヲ 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費（請負契約の締結後において、工事費を変更した場合は、当初の工事費。以下都市開発課の項において同じ。）が、三千万円未満の工事に係るもの変更等

カ 第四十条第一項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が三千万円未満の工事に係るもの変更等

ガ 第四十一条第一項後段の規定による工期の変更の協議のうち工事費が三千万円未満の工事に係るもの協議

タ 第四十二条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が三千万円未満の工事に係るものの一時中止

千万円未満の工事に係るものとの承認

レ 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認

ソ 第五十二条第一項の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るものとの命令

ツ 第五十九条第二項の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの命令

エ 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの前金払

ナ 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認

ラ 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの部分払

ム 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの承認

ウ 第六十九条第二項の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るものとの命令

ヰ 第六十九条第二項の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの支払

(五) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の土地、水面等の測量及び調査で土木工事に係るものとの執行

(六) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の設計又は監督で土木工事に係るものとの委託の決定

- (七) 予定価格が百万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が五十万円未満の機械及び器具の講入、借入れ及び修繕

(八) 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに土木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結

(九) 不動産登記法に基づく不動産の登記

二 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの（地方機関等決裁規則別表第二米子都市開発事務所長の項第二号の規定により米子都市開発事務所長に委任された事務を除く。）

(一) 第五十五条第九項の規定による事業計画についての公告

(二) 第七十二条第一項の規定による他人の占有する土地への立入り

(三) 第七十二条第六項の規定による植物等の伐除の市町村長への認可の申請及び植物等を伐除した旨の通知

(四) 第七十三条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失の補償の協議

(五) 第七十四条の規定による登記所等に対する簿書の閲覧等の要求

(六) 第七十七条第六項の規定による建築物等の移転又は除却の実施

(七) 第七十八条第二項の規定による建築物等の移転又は除却に要した費用の徴収

(八) 第七十八条第五項の規定による補償金の供託

(九) 第八十二条第一項の規定による標識の設置

(十) 第八十二条の規定による土地の分割又は合併の手続の実施

(十一) 第八十三条の規定による登記所への届出

- (二) 第八十八条第四項の規定による換地計画に係る意見書の処理
 (三) 第九十条の規定による換地を定めないことについての宅地の所
 有者等の同意の取得
- (四) 第百二条第一項の規定による仮清算金の徴収又は交付
- (五) 第百九条第一項の規定による減価補償金の交付
- (六) 第百十条の規定による清算金の徴収又は交付
- (七) 第百十一条の規定による清算金等の相殺
- (八) 土地区画整理法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち県
 が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による事業計画の総覽についての公告
- (二) 第十九条の規定による委員の選挙期日の決定
- (三) 第二十一条第四項の規定による選挙人名簿についての異議の申
 出が正当であるかの決定
- (四) 第二十二条第一項の規定による異議に関する公告
- (五) 第二十二条第四項の規定による選挙すべき委員の数の公告
- (六) 第二十四条第五項の規定による候補者の氏名等の公告
- (七) 第二十五条の規定による選挙場等の決定
- (八) 第二十六条の規定による投票を行わない旨の公告
- (九) 第三十八条の規定による当選人がない旨等の公告
- (十) 第四十三条第二項の規定による改選請求代表者証明書の交付
- (十一) 第四十六条第二項の規定による改選投票所等の決定
- (十二) 第五十二条第二項の規定による改選の投票の結果の公告
- 四 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条第三項の規定により土地区画整理法施行令の例による
 ものとされた同令第三十八条の規定による予備委員がない旨等の
 公告

(二) 第十七条第三項の規定による基準地積の通知

(三) 第十七条第六項の規定による基準地積の訂正

(四) 第十八条第三項の規定による基準権利地積の通知

(五) 第十八条第六項の規定による基準権利地積の訂正

(六) 第二十条の規定による清算金の額等の通知

(七) 第二十二条第一項の規定による清算金の分割徴収又は分割交付
 の決定

(八) 第二十二条第四項の規定による未納の清算金の繰上納付等の決
 定

(九) 第二十二条第五項の規定による未納の清算金の繰上徴収の決定

五 米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する
 条例第十一條第三項の規定により土地区画整理法施行令の例による
 ものとされた同令第三十八条の規定による予備委員がない旨等の公
 告

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第七号(四)及び(五)中「事務」の下
 に「及び同表鳥取港湾事務所長の項第十四号(四)の規定により鳥取港湾事
 務所長に委任された事務」を加え、同号(四)中「事務」の下に「及び同表
 鳥取港湾事務所長の項第十四号(五)の規定により鳥取港湾事務所長に委任
 された事務」を加え、同欄第八号(一)中「事務」の下に「及び同表鳥取港
 湾事務所長の項第十五号の規定により鳥取港湾事務所長に委任された事

「務」を加える。

別表第三河川課の項課長専決事項の欄第六号(三)中「事務」の下に「及び同表鳥取港湾事務所長の項第十四号(二)の規定により鳥取港湾事務所長に委任された事務」を加え、同号(四)中「事務」の下に「及び同表鳥取港湾事務所長の項第十四号(二)の規定により鳥取港湾事務所長に委任された事務」を加え、同号(五)中「事務」の下に「及び同表鳥取港湾事務所長に委任された事務」を加え、同号(三)の規定により鳥取港湾事務所長に委任された事務」を加え

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八号) の一部を次のように改正する。

別表第一 保健所長の政策十九号中四を基とし、三を四とし、二を三とし、一の次に二として次のよう加える。

(二) 第五条第二項の規定による注射済票の交付

別表第一保健所長の項第一十号に曰として次の二

(三) 第二条の規定による注射済票の再交付

別表第二専修職業訓練校長の項第二号中(内)を(内)とし、(外)を(外)とし、(内)

の次に出として次のように加える。

第十三條の規定によるほう賞の実施

別表第一専修職業訓練校長の項中第二号を第三号とし
第一号を第二号とする。

一 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第九条第二項の規定

による教育訓練を受けさせることの決定

別表第二地方農林振興局長の項第一号中「林務課、造林課及び耕地課」

を「耕地課、農村整備課、林務課及び造林課」に改める。

別表第二土木出張所長の項第一号中「及び賀祥ダム建設事業」を「、

鳥取港及び田後港に係る港湾整備事業及び海岸整備事業並びに賀祥ダム

建設事業」に改める。

別表第一土木出張所長の項第二十七号中「次に掲げるもの」の下に「

(鳥取港湾事務所の分掌事務に係るもの)を除く。第二十八号から第二十九号の二まで(て同じ)、一を加える。

別表第二「都市開発事務所長の額」、「都市開発事務所長」に加えて「同」を加える

開発事務所長一に改め、同項第一号中「及び鉄道高架事業」及び「(米

子都市開発事務所にあつては、鉄道高架事業に係るものを除く。」」を削り、同項に次の一号を加える。

- 四 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十七条第三項の規定による基準地積の通知
 - (二) 第十七条第六項の規定による基準地積の訂正及びその旨の通知
 - (三) 第十八条第三項の規定による基準権利地積の通知
 - (四) 第十八条第六項の規定による基準権利地積の訂正及びその旨の通知
 - (五) 第二十条の規定による清算金の額等の通知
 - (六) 第二十二条第一項の規定による清算金の分割徴収又は分割交付の決定
 - (七) 第二十二条第四項の規定による未交付の清算金を繰り上げて交付することの決定
 - (八) 第二十二条第五項の規定による未納の清算金を繰り上げて徴収することの決定
 - (九) 第二十四条の規定による権利の異動等の届出の受理
- 別表第二鳥取都市開発事務所長の項及び米子都市開発事務所長の項を削る。
- 別表第二賀祥ダム建設事務所長の項の前に鳥取港湾事務所長の項として次のように加える。

鳥取港
湾事務
所長

- 一 工事費が三千万円未満の土木工事（鳥取港及び田後港に係る港湾整備事業及び海岸整備事業に係る土木工事に限る。以下鳥取港湾事務所長の項において同じ。）の起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事に係る設計の変更で変更前の設計金額の五割を超えない範囲内の設計の変更（国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣の承認を必要とするものに係る設計の変更を除く。）
- 二 請負契約の対象となる部分の設計金額（以下鳥取港湾事務所長の項において「請負対象設計金額」という。）が五百万円未満の土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によるとの決定
- 三 請負対象設計金額が三千万円未満の土木工事に係る請負契約の締結の決定
- 四 請負対象設計金額が三千万円未満の土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
- 五 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの
- (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下鳥取港湾事務所長の項において同じ。）が三千万円未満の工事に係るものを作成
 - (二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満

の工事に係るものとの要求

(三) 第十九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認

(四) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち工事費が三千万円未満の工事に係るものとの決定

(五) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち工事費が三千万円未満の工事に係るものとの決定

(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの指名

(七) 第二十二条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの決定

(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの決定

(九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

(十) 第三十一条第一項の規定による工事の監督の命令

(十一) 第三十三条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの要求

(十二) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費(請負契約の締結後において、工事費を変更した場合は、当初の工事費。以下鳥取港湾事務所長の項において同じ。)が三千万円未満の工事に係るものとの変更等

(十三) 第四十一条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が三千万円未満の工事に係るものとの変更等のう

(十四) 第四十一条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更の協議のうち工事費が三千万円未満の工事に係るものとの協議

(十五) 第四十一条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が三千万円未満の工事に係るものとの一時中止

(十六) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認

(十七) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るものとの命令

(十八) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの支払

(十九) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの前金払

(二十) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの部分払

(二十一) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの承認

(二十二) 第六十九条第一項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の代理受領の承認

承認

において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るもの命令

(二) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支

払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの

の支払

六 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の土地、水面等

の測量及び調査で土木工事に係るものとの執行

七 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の設計又は監督

で土木工事に係るものとの委託の決定

八 予定価格が百万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が

五十万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕

九 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、

地役権その他の土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を

利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所

有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の

補償に係る契約の締結

十 不動産登記法に基づく不動産の登記

十一 土木部の所管に係る土地及び水面並びに国有の土地及び水

面の境界の確定

十二 港湾法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げる

もの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。第十三号から第十五号までにおいて同じ。)

(一) 第三十七条第一項の規定による港湾区域内又は港湾隣接地
域内における水域又は公共空地の占用等の許可のうち次に掲

げるもの

イ 工作物の設置を伴わないもの及び仮設の工事用施設その

他一時的な占用に係るものとの占用の許可

ロ 千立方メートル未満の土砂の採取の許可

(二) 第三十七条第三項の規定による国等の行う水域又は公共空

地の占用等についての国等との協議のうちこの号の(一)に掲げ

るものに係る協議

(三) 第五十六条第一項の規定による港湾区域の定めのない港湾

における水域施設等の建設、水域の一部の占用又は土砂の採

取の許可のうち一時的な占用に係るものとの占用の許可及び千

立方メートル未満の土砂の採取の許可

(四) 第五十六条の四第一項の規定による工事その他の行為の中止の命令等のうちこの号の(一)により許可したものに係る工事

その他の行為の中止の命令等

(五) 第三条第一項の規定による港湾施設の使用の許可又は変更

の許可のうち仮設の工事用施設その他一時的な使用に係るも

のの使用の許可又は変更の許可

(六) 第十条の規定による港湾施設の原状の回復の指示

(七) 第十一条第一項の規定による港湾施設の使用の許可の取消

し、若しくは制限又は原状の回復の命令のうちこの号の(一)に

より許可したものに係る許可の取消し、若しくは制限又は原

状の回復の命令

(八) 第十三条第二項の規定による港湾施設の原状の回復の検査

十四 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第七条第一項の規定による他の施設等を設ける海岸保全区域における占用の許可のうち一時的な占用に係るもの占用の許可
- (二) 第八条第一項の規定による土石の採取等の許可のうち千立方メートル未満の土石の採取の許可
- (三) 第十条第二項の規定による国等の行う海岸保全区域における占用又は土石の採取等についての国等との協議のうちこの号の(一)及び(二)に掲げるものに係る協議
- (四) 第十二条第一項及び第二項の規定による許可の取消し、条件の変更等のうちこの号の(一)及び(二)により許可したものに係る許可の取消し、条件の変更等
- (五) 第十三条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議のうち工事費が五十万円未満の工事の設計等の承認又は協議
- (六) 鳥取県海岸法施行細則第五条第四項第一号の規定による占用料等の減免のうち前号(一)及び(二)により許可したものに係る占用料等の減免

別表第四都市開発事務所長の項中「都市開発事務所長」を「米子都市開発事務所長」に改め、「(県が施行する都市改造事業及び鉄道高架事業に係る土木工事に限る。)」及び「(米子都市開発事務所長にあつては、鉄道高架事業に係るものと除く。)」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。